

自 令和 4 年 3 月 1 日

日間

至 令和 4 年 月 日

令和 4 年

第 1 回

四国中央市議会定例会議案書

(令和 4 年 3 月 11 日追加提案分)

四 国 中 央 市

令和4年 第1回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
議案第35号	四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	1
議案第36号	四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	2
議案第37号	令和3年度四国中央市一般会計補正予算（第15号）	3

議案第 35 号

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 11 日 提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(四国中央市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市職員の給与に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 72.5」を「100 分の 67.5」に改める。

(四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 22 年四国中央市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100 分の 127.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

(四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

(四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第 4 条 四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例（平成 20 年四国中央市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の四国中央市職員の給与に関する条例第 19 条第 2 項（同条第 3 項又は第 2 条の規定による改正後の四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用

する場合を含む。)及び四国中央市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第19条第4項から第6項まで又は第21条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第3条の規定による改正後の四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における市長等(四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例第1条に規定する市長等をいう。)に、167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

4 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第4条の規定による改正後の四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における議長等(四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例第1条に規定する議長等をいう。)に、167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(規則への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

提 案 理 由

現下の社会情勢に鑑み、人事院勧告に準じて職員等の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 36 号

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 11 日提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四国中央市国民健康保険条例（平成 16 年四国中央市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の 6 中「63 万円」を「65 万円」に改める。

第 15 条の 6 の 12 中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改め、同条第 4 項中「63 万円」を「65 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の四国中央市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 37 号

令和 3 年度四国中央市一般会計補正予算（第 15 号）

令和 3 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 15 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 4 年 3 月 11 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 教育総務費	北地区交流センター (仮称)整備事業	千円 44,100

